

令和2年6月30日召集

令和2年度6月定例総会議事録

新潟市南区農業委員会

新潟市南区農業委員会 令和2年度6月定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月30日(火) 午後1時55分から午後2時10分
2. 開催場所 南区役所庁舎 4階講堂
3. 出席委員(19人)

会長(議長)	4番	原	平一				
委員	1番	野内	健一	2番	羽入	一則	
	3番	伊勢亀	裕二	5番	塩原	信子	
	6番	知野	勉	7番	堤	一郎	
	8番	小林	裕	9番	平原	大悟	
	10番	帯瀬	和幸	11番	曾山	茂	
	12番	伊藤	隆	13番	阿部	源一郎	
	14番	高橋	潤一	15番	阿部	信哉	
	16番	齋藤	雅美智	17番	野澤	秀子	
	18番	田村	常一	19番	清水	昭	

4. 欠席委員(一人)

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員選出

第3 議事

議案 第21号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

追加議案

議案 第22号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

第4 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川崎 健

事務局次長 滝沢 秀樹

農政振興係長 和田 友宏

7. 会議の概要

事務局長	<p>定刻より若干早いですが、委員の皆様、全員お集まりですのでこれより始めさせていただきます。</p> <p>それでは、会長からごあいさつを頂き、引き続き総会の議事の進行をお願いいたします。原会長お願いします。</p>
会 長	<p><あいさつ></p>
議 長	<p>ただ今から、6月定例総会を開会いたします。当委員会会議規則第4条で定める定足数に達しております。よって、6月定例総会は成立しております。議事日程に従いまして、まず規則第14条第2項に基づき、議事録署名委員の選出について、私から指名させていただいてご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしの声ですので、14番 高橋委員、15番 阿部委員を指名いたします。つづきまして、議案第21号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、及び追加議案第22号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について一括して提案いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>資料1、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>議案第21号農地法第5条許可申請に関する処分決定についてご説明いたします。月潟地区1件でございます。</p> <p>申請地は月潟で転用目的は個人住宅敷地です。当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、1ページ及び2ページのとおり、申請地は宅地化の状況が「住宅の用、若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連坦していること」から、第3種農地に分類され、許可相当と判断しております。</p> <p>続きまして、議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>追加議案第22号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてご説明いたします。白根地区1件、味方地区3件、月潟地区1件でございます。</p> <p>1号は同一世帯の妻に贈与です。譲渡人と譲受人の住所が異なっておりますが、農地法の規制では、権利移動にあたり、農地の権利を取得しようとする申請人についてのみ判断するのではなく、その申請人の属する「住居及び生計を一にする親族並びに、当該親族の行う耕作の事業に従事するその他の二親等内の親族」を世帯員等とし、これを基準として判断することとされていることから、譲渡人と譲受人は夫婦であることの確認を行いました。</p>

2号、3号とも売買で譲受人は同一人です。4号につきましては、同一世帯の後継者に使用貸借権を設定するものです。3ページ5号は、売買により農地所有適格法人が取得するものです。

1号から5号いずれの申請も、当日配布資料の3ページから7ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると判断できます。

なお、議案第21号、追加議案第22号、いずれの議案も調査委員会に付されております。以上で説明を終わります。

議 長

つづきまして、調査委員会の調査結果について、第3調査委員長の1番 野内委員から報告をお願いいたします。

第3調査
委員長

去る、6月25日午後2時から、第3調査委員会を開催いたしましたのでご報告いたします。調査委員会に付託された案件は、農地法第5条許可申請1件、農地法第3条許可申請5件です。

資料1の議案書1ページ、農地法第5条許可申請の1号ですが、代理人の方からおいでいただきました。申請地は西萱場の畑1筆、面積は328㎡になります。転用目的は個人住宅建築敷地で、契約内容は使用貸借権の設定になります。現在、西区に居住していますが、手狭になったことから、実家に隣接する祖父名義の申請地に個人住宅を建築する計画です。申請地は第3種農地に分類され、建設課とも協議済、排水関係も問題無いことから許可要件に該当していると判断し、許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて、2ページの追加議案、農地法第3条許可申請1号です。申請地は上塩俵の畑1筆、935㎡で、契約内容は、譲渡人である夫から譲受人である妻への贈与になります。現在、イチジクが栽培されておりますが、主に管理・耕作している妻名義とするものです。

続いて2号です。申請地は味方の畑1筆、面積は64㎡、契約内容は売買による所有権移転です。続いて3号です。申請地は味方の畑1筆、面積は180㎡、契約内容は売買による所有権移転です。2号、3号とも譲受人は同一人であると共に、2号、3号の申請地は隣接しており、譲受人が自宅近くの申請地に育苗ハウスを建設し、一体として利用する計画です。

続いて4号です。申請地は味方の田7筆、面積合計は14,050㎡で、契約内容は使用貸借権の設定です。申請内容は、譲渡人が経営移譲年金受給中のため、譲受人である後継者の子に使用貸借権を再設定し、許可後、農地の交換の手続きを行うものです。

続いて3ページの5号です。申請地は月潟の田7筆、面積合計は6,723㎡で、契約内容は売買による所有権移転です。申請内容は、譲受人は規模拡大、譲渡人は経営規模を縮小するため、所有している農地の内、畑以外の水田をすべて売却する計画です。なお、1号から5号、いずれの申請も、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると判断できます。

以上で、第3調査委員会の報告を終わります。

議長 事務局の説明と調査委員長の報告が終わりました。これよりご質問をお受けしますが、ご発言に際しましては、挙手の上、議席番号とお名前を言ってからご発言いただくようお願いいたします。それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 ご質問、ご意見はないようですので、議案第21号についてお諮りします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声ですので、議案第21号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件ではないことから許可処分を行います。

つづきまして、追加議案第22号についてお諮りします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声ですので、追加議案第22号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、許可することに異議なしと決定いたします。

つづきまして、報告事項に入ります。一括して事務局の説明をお願いいたします。

事務局 資料1、議案書4ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会書についてご説明いたします。月潟地区1件です。法務局からの照会です。現地を確認し、現況は宅地化されており、非農地として回答いたしましたので報告いたします。

続いて5ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区1件、味方地区1件でございます。相続等によって農地の権利を取得したとき、適正に農地として利用されるように、届出が義務づけられたものです。今回、斡旋の希望はございませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明についてご質問はありませんか。

(質問なし)

議長 質問がないようですので、報告事項は承認されました。その他、委員の皆様から何かございますか。

(特になし)

議長 ないようですので、本日の議事として提案いたしました議案、及び報告事項については終了し、6月定例総会を閉会いたします。
事務局から連絡事項をお願いします。

議事録に相違ないことを認める。

議長 原 平 一

署名委員 高 橋 潤 一

署名委員 阿 部 信 哉